

保育士養成課程における 「子育て支援（保育相談支援）」の学び ——「ソーシャルワーク」とも「カウンセリング」とも異なる援助技術とは

上野 直子

1. 「保育相談支援」から「子育て支援」へ

2001年の児童福祉法改正、2003年11月の一部改正による保育士の名称独占資格法定化に伴い、保育士の業務に保護者支援業務が規定され、2009年4月から施行された「保育所保育指針」では「保育の専門性を生かした保護者支援」の必要性がうたわれ、その業務が「保育指導」と規定された。さらに、厚生労働省の保育士養成課程等検討会が2010年3月に提出した「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」は保育士の専門性を生かした保護者支援を「保育相談支援」とし、演習形態で1単位の履修を求める提言を行ったことから、聖学院大学においても2011年度入学生から（2012年度実施）導入される運びとなり、筆者が担当している。

2019年4月から施行された「保育所保育指針」では子どもを社会全体で育てるという「子ども・子育て支援新制度」の理念を反映させて、保育所もその一翼を担う施設として子育て支援を担おうという考えから、保護者への支援が「子育て支援」と示されるようになっていく。「保育相談支援」は「子育て支援」と名称も変更され、教授内容の目標も“保育士の行う保育の専門性を背景とした保護者に対する支援（一部抜粋）”と保育者の子育て支援のあり方を明確に示す方向になっている。本学では、2019年度入学生が受講する予定の2020年度から「子育て支援」へと科目名の変更が行われる予定である。

本稿では、保育者の目指す「子育て支援」のあり方と、保育士養成課程における学びのあり方、保育者に求められる援助技術について、これまで出版されている教科書や筆者が所属している子育て支援センターでの事例、本学での授業ノートなどを手がかりに検討を行いたい。

2. 「保育相談支援」の様々な教科書から見えてくるものは

「保育相談支援」の位置付けについては、従来の「社会福祉援助技術」という科目の中で、ソーシャルワーク全般について学んでいたものを「相談援助」と「保育相談支援」に分けたものの1つという背景からも、当初「保育相談支援」の名称で発刊された教科書を見ても、ソーシャルワークを基盤とした考え方に軸を置くものが多かった（大嶋・金子2011、吉田2011、西村・青井2015、など）。

一方で、「保育カウンセリング」「子育て支援カウンセリング」といったタイトルで、保育所で行う保護者の心のサポート、保護者の心を支える子育て支援の必要性についてまとめられた書籍も見られる（富田2009、石川2008）。

筆者が本学の「保育相談支援」の授業で開講当初に利用していた柏女・橋本（2011）の教科書では、「保育者に固有の技術として、ソーシャルワークやカウンセリングとの違いを明確化した（柏女2010）」保護者支援の体系化が必要と考え、保育者の専門性を活かした保育相談支援技術の類型化をはかったものである（詳しい内容については、4で述べる）。

3. 保育の現場で求められているもの

保育の現場におけるカウンセリングに関する先行研究では、子育て支援センターへの職員への調査の中でも、必要と思われる研修としても、「カウンセリングの技術」が高い割合としてあげられており（橋本ら2005）、保護者支援の方法や技術の獲得とその能力向上のために、カウンセリングに対するニーズも高くなっている一方で、その研修の機会や現場で必要とされる内容などの研究は充分でなかった（石川ら2005）背景がある。

筆者は本学での講師以外に、子育て支援センター

で臨床心理士として発達相談を担当しながら、支援センターに在籍する保育担当者へのスーパーバイズを行っている。出産のために保育所を離れたが、子どもの小学校就学を機に子育て支援センターに復職することになった保育者から「保育所勤務時代は親の立場を十分にわからないまま保育をしていた気がするし、現在の職場での保護者へのことばかけもこれで良いのか、不安に感じることもある」との声をスーパーバイズの場面で聞いたことがある。その保育者は、養成校で「保育相談支援」の授業が行われる以前に保育士資格を取得した保育士（保育士経験15年程度）であるが、暮らしの経験が十分でない学生、新卒の保育者にとっては、保育所や幼稚園の保育と家庭生活の違いを理解するのが難しいことが、この発言からもわかる。毎日朝食を子どもに食べさせる合間に保育日誌に子どもの体調を記入し、家事を済ませてから保育園に送り出し慌ただしく仕事に出かける保護者の姿、社会の第一線で仕事に携わっていた女性が出産を機に育休で子育て中心の生活に変わる事で生じるジレンマ、など、保護者の日々の暮らしにどれだけ目を向けられるかが、支援の鍵となるといえよう。

高山は、生活経験が少ない新卒の保育者に対しては最低限度の保護者支援技術を教授し、社会経験を重ねた上で希望する者に対して再度学習機会をつくることにより効果的であると考えられる、と述べている（柏女2010）。

4. 保育士養成課程で求められる「子育て支援」の技法の獲得とは

養成課程では、保護者が相談を持ちかけた時に相談技術や虐待の早期発見など、問題が発生した後の対応を中心に教育が行われる場合がある。しかし、保育者の場合、問題発生の有無にかかわらず、日常的に保護者と共に子育てを担う立場でもあるため、カウンセリングやソーシャルワークと異なった視点での支援のあり方が求められていると考えられる。出産を機に生活環境が大きく変わった保護者が、子どものいる暮らしに慣れ、子育てに自信をつけて安定した親子関係を築けるよう、保育者は子育ての助けになる手がかりや支援を乳幼児

期から提供し、子どもにとって深刻な問題が生じないような予防的な役割を果たすことが、養成課程の学びの中で求められているのではないか、という考え方である。筆者もこの考えに同意する立場である。

柏女（2010、2011）は、保護者支援を行う際に、保育所保育指針の解説書に書かれている保育士が有する【5つの保育技術】「発達援助の技術」「関係構築の技術」「生活援助の技術」「環境構成の技術」「遊びを展開する技術」を改めて具体的に整理し、保育実践では相互に関連しあっていることを理解することが重要だと述べている。また、保護者の子育ての状態を把握したり、働きかけたりすることが重要と考え、【保育相談支援技術】の体系化を行った（図1、表1参照）。そして保育所における保護者支援では5つの保育技術と保育相談支援技術の組み合わせによって、対応可能な事例が多いこと、地域の子育て支援においては、【保育相談支援技術】に加えて、地域住民やその活動、他の専門職との連携協力がより必要になると考えた。

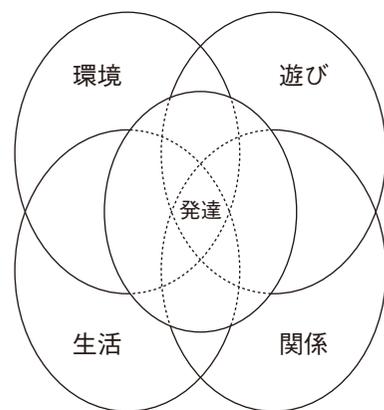


図1 5つの保育技術の関連
出典：柏女・橋本（2011）、51頁

さて、【保育相談支援技術】においては、カウンセリングやソーシャルワークなど他の援助技術から学ぶ技術（例：支持、承認、解説、情報提供）もあるが、カウンセリングやソーシャルワークとも異なる、保育士固有の援助技術（例：行動見本の提示、環境構成）も含まれている。保育士固有

の援助技術については、これまでも送迎時の対応や連絡帳、園便りの記載、体験保育や行事、保護者会といった、“匠の技”（柏女2010）として駆使されてきているものが多い。こうした各園で経験的に引き継がれてきたものを「保育相談支援」「子育て支援」という学びの中に位置付けることによって、現場に就くための「生きた知識」として初学（新卒）者の取り組みやすい学習領域となるであろう。そして、保育士固有の専門性が確立されて初めて、カウンセリングやソーシャルワークを活用した援助がより有効な手段になるものと考えられる。

5. 本学の「保育相談支援」での学びの工夫

本学では「保育相談支援」は主に2年次での履修が位置付けられており、受講生は保育所実習前であること、子どもについての学修が中心で、子どもを共に育てる保護者についての学びが少ない状況で授業に臨むことになる。昨今の虐待の問題や子育て環境の現状など、ニュースなどで目に触れる機会が多いことも影響してか、「保育相談支援」の授業は、保護者のことを学ぶ貴重な機会として関心が高いこと、学びに対する姿勢が前向きな受講生が増えていることは、授業内のリアクションペーパーからもうかがわれる。

一方で、「子どもが好きで保育者を目指していたけれど、今時の保護者事情を耳にすると、自分がうまく保護者と関わられるか不安が大きい」「新卒で保育者になった時、保護者は自分より年配の方ばかりで、支援などできるのだろうか」といった声も耳にする。

そこで、カウンセリングやソーシャルワークの概論を交えつつ、具体的な事例に触れる（事例の見立てを行う演習）や、新卒者でもすぐに取り組むことが可能な環境構成の工夫（人的環境としての保育者自身の基本姿勢を含む）についての学習機会を増やし、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業形態を心がけている。

具体的には『地域の子育てに関する社会資源を探してみる』では、事前準備として、受講生の居住地の社会資源を自治体のホームページなどで調べ、授業内で、他の受講生と共有し、資源の違いや共通点について確認することで、子どもの育ち

に沢山の地域の支えがあることを気付く体験を行っている。

また、『連絡帳を書いてみよう』『園だよりを書いてみよう』では、ある事例やテーマを元に事前準備として連絡帳の返信、園だよりを受講生それぞれが準備し、授業内では、必要事項の記載漏れがないかだけでなく、保護者が読んだらどう理解するか、どういう感情を抱くか、書かれたものが子どもの育ちにどう反映されるかについても考えることで、日々の保育の活動が「保育相談支援」に役立っていることを意識できる機会を作っている。

6. 終わりに

「保育相談支援」を学ぶ受講生に、筆者の子育て体験を交えて、授業開始時に必ず伝えていることばがある。

「保育所の朝の送りの時にわが子が保護者と離れがたくグズグズしていても、お迎えの時に笑顔いっぱい生き生きした姿に出会うことで、わが子が保育所で楽しい1日を過ごしたことがわかり、保育者が新卒、ベテラン関係なく、『子どもが今日も1日ここ（保育所）で楽しく過ごせてよかった』と感じ、保育者への信頼感につながるものである。保育相談支援の根っこも子どもの育ちであることを忘れないように」

「子育て支援」は保育の専門性が発揮され、常に資質向上が求められる領域であるが、対人援助職の基本的な価値や倫理に立ち返り、「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する」視点を忘れずに、研鑽に励む姿勢を忘れないことを受講生に伝えていきたいと考えている。

引用・参考文献

- 石川洋子（2008）『子育て支援カウンセリング——幼稚園・保育園で行う保護者の心のサポート』図書文化社
- 石川洋子・井上清子・会沢信彦（2005）「子育て支援とカウンセリング（1）——保育者のカウンセリングに対するニーズを中心に」『文教大学教育学部紀要』39、51-62
- 大嶋恭二・金子恵美（編著）（2011）『保育相談支援』建帛社
- 柏女霊峰（監修・編著）（2010）『保護者支援スキルアップ講座——保育者の専門性を活かした保護者支援-保育相談

支援（保育指導）の実際』ひかりのくに
 柏女霊峰・橋本真紀（編著）（2011）『保育相談支援』（新・
 プリマーズ／保育）ミネルヴァ書房
 二宮祐子（2018）『子育て支援——15のストーリーで学ぶワー
 クブック』萌文書林
 高山静子（2018）『子育て支援の環境づくり』エイデル研究
 所
 高山静子（2019）『保育者の関わりの理論と実践——教育と
 福祉の専門職として』エイデル研究所
 富田久枝（編著）（2009）『保育カウンセリングの原理』ナ
 カニシヤ出版

西村重稀・青井夕貴（編集）（2015）『保育相談支援』（基本
 保育シリーズ19）中央法規出版
 橋本真紀・扇田朋子・多田みゆき・藤井豊子・西村真実（2005）
 「保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題」『保
 育学研究』43-1、76-89
 吉田真理（2011）『保育相談支援』（生活事例からはじめる）
 青踏社
 （うえの・なおこ 聖学院大学人文学部児童学科非常勤講師）

表1 保育指導技術の類型と定義

	技術類型	技術の定義
受信型	情報収集・分析	観察 推察を交えず視覚的に現象を把握する行為
	状態の読み取り	情報収集 保護者や子どもの状態を把握するための情報を集める行為
	受容	観察や情報収集により把握された情報に、保育士の印象、推察を交えながら保護者や子どもの状態を捉える行為
	傾聴	受容 保護者の心情や態度を受け止める発言や行為
	傾聴	傾聴 聴くことの重要性を認識した上で、保護者の話を聞く行為
	共感・同様の体感	傾聴 保護者と同様の体感をする、もしくは保護者の心情や態度を理解し、共有しようとする行為
発信型	会話の活用	共感・同様の体感 保護者との関係の構築を目的として、挨拶、日常会話などを意識的に活用している行為
	承認	承認 保護者の心情や態度を認めること
	支持	支持 保護者の子どもや子育てへの意欲や態度が継続されるように働きかけること
	気持ちの代弁	気持ちの代弁 現象から対象者の心情を読み取って他者に伝えること
	伝達	伝達 子どもの状態、保育士の印象を伝えること
	解説	解説 現象に保育技術の視点から分析を加えて伝える発言や行為
	情報提供	情報提供 広く一般的に活用しやすい情報を伝えること
	紹介	紹介 保護者が利用できる保育所の資源、他の機関やサービスについて説明し、利用を促すこと
	方法の提案	方法の提案 保護者の子育てに活用可能な具体的な方法の提示
	依頼	依頼 保育士が必要を感じ、保護者に保育や子どもへの関わりを頼むこと
	対応の提示	対応の提示 保育所における子どもや保護者に対する保育士の対応を伝えること
	助言	助言 保護者の子育てに対して抽象的に方向性や解決策を示すこと
	動作的援助	物理的環境の構成
観察の提供		観察の提供 保護者が子どもの様子等を観察する機会を提供すること
行動見本の提示		行動見本の提示 保護者が活用可能な子育ての方法を実際の行動で提示すること
体験の提供		体験の提供 保護者の子育ての方法を獲得するための体験を提供すること
直接的援助（保護者）		直接的援助（保護者） 保護者の養育行為を直接的、具体的に援助している行為
子どもへの直接的援助		子どもへの直接的援助 子どもに対して直接的に援助を行うことで、保護者の子育てを支えている行為
方針の検討	媒介	媒介 親子や保護者、家族の関係に着目し、働きかける行為
	協議	協議 保育所職員間における話し合い、相談等の作業、行為

出典：柏女・橋本（2011）、169頁